

# 北九州市平和のまちミュージアム運営懇話会 運営要綱

## (目的)

第1条 「北九州市平和のまちミュージアム」(以下「ミュージアム」という。)の運営、事業及び展示に関する事項について、有識者等から意見を聴取するため、「北九州市平和のまちミュージアム運営懇話会」を設置する。

## (意見聴取事項)

第2条 懇話会では次に掲げる事項について、懇話会構成員から意見を聴取する。

- (1) ミュージアムの運営に関すること
- (2) ミュージアムが実施する事業及び展示に関すること

## (構成員)

第3条 構成員は次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 他都市の平和資料館関係者
  - (3) その他懇話会の目的に沿うとして市長が適当と認めた者
- 2 構成員の任期は選任の日から2年間とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長並びに副座長を置く。

- 2 座長は構成員の互選により定め、副座長は構成員の中から座長が指名する。
- 3 座長は懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (オブザーバー)

第5条 懇話会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは構成員からの求めに応じて、参考意見を述べることができる。
- 3 オブザーバーは懇話会に出席できない場合、代理の者を出席させることができる。

## (会議)

第6条 懇話会は、座長が招集し、座長が議長を務める。

- 2 座長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その者から意見を求めることができる。
- 3 懇話会の会議は原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、会議の決定により公開しないことができる。
  - (1) 法令等に特別の定めがある場合
  - (2) 不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項を審議する場合
  - (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
  - (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合
- 4 懇話会は、会議内容が前項ただし書に該当する場合は、次のいずれかの方法により会議の非公開を決定することができる。(なお、初めて開催する会議の非公開の決定については、所管課において確認した当該懇話会の構成員の総意に基づき、懇話会を代表する者(懇話会を代表する者が決定されていない場合は、会議の開催権限のある者)が決定するものとする。この場合において、各構成員の意見が一致しないときは、初めて開催する会議において決定する。)
  - (1) 会議における議決
  - (2) 構成員全員による個別承認

(3) あらかじめ指名された構成員等による承認

(4) その他懇話会が定める方法

(守秘義務)

第7条 構成員は、知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総務市民局平和のまちミュージアムにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和4年7月22日から施行する。